

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和4年1月11日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
258	共栄設備	千葉県いすみ市 岬町中滝1796番地2	吉田 幸正	共栄設備	千葉県いすみ市 岬町中滝1796番地2	令和9年9月29日
268	株式会社元岡設備	千葉県長生郡一宮町 東浪見7509番地4	元岡 志郎	株式会社元岡設備	千葉県長生郡一宮町 東浪見7509番地4	令和9年9月29日